

議案第58号

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正について

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成15年静岡市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第3条中「合計額」の次に「(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあつては、静岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年静岡市条例第3号）第11条の基本報酬の額）」を加える。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。